大阪府防災力強化マンション認定基準チェックシート（工事等完了時用）

注）［　　］内をご記入ください。その他の欄には記入しないでください。
申請者自主検査チェック欄に◆印あるものについては、それぞれが確認できる完成写真が必要です。

マンション名		申請者自主検査日	平成　年　月　日
所在地		自主検査担当者	
申請者名			

書類確認日	平成　年　月　日 手直し確認（平成　年　月　日）
現場確認日	平成　年　月　日 手直し確認（平成　年　月　日）
最終確認日	平成　年　月　日 手直し確認（平成　年　月　日）

※基準を満たす項目のチェック欄にチェックし、該当する項目の算定根拠等の記入をしてください。

計画認定の内容（計画認定申請に添付したチェックシートと同じ内容を記入してください）					申請者自主検査				大阪府検査		
									書類	現場	
	項　目	基　準	算定根拠等	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	チェック欄	チェック欄	メモ
①建物の構造に関する基準	耐震性（いずれか）	住宅性能評価「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」等級２以上		□	書類	性能評価書	１−１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	■	□		
		〃　「耐震等級（構造躯体の損傷防止）」等級２以上				性能評価書	１−２耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	■	□		
		住宅性能評価で免震建築物の明示を受けたもの		□	書類	明示書	１−３その他（免震建築物であるか否か）	■	□		
		住宅性能評価「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」等級１以上		□	書類	性能評価書	１−１耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	■	□		
		〃　「耐震等級（構造躯体の損傷防止）」等級１以上				性能評価書	１−２耐震等級（構造躯体の損傷等防止）	■	□		
		家具転倒防止対策で専門家による相談窓口を一定期間設置				防災アクションプラン	別記	−	−		
	耐火性	耐火建築物であること。		□	書類	検査済証	済証がある	■	□		
		延焼の恐れのある部分を有する場合、									
		住宅性能評価「耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部）」等級２以上				性能評価書	２−５耐火等級（延焼の恐れある部分（開口部））　（□該当なし）	■	□		
		〃　「耐火等級（延焼の恐れのある部分（開口部以外）」等級４以上				性能評価書	２−６耐火等級（延焼の恐れある部分（開口部以外））　（□該当なし）	■	□		
②建物内部の安全性に関する基準	住戸内の地震対策	家具転倒防止対策の実施									
		家具転倒防止マニュアルの作成・配付	【マニュアル案の添付】	□	書類	実際に配付予定の転倒防止マニュアル	内容は申請書どおりであり、申請書どおりの壁下地である	■	□	□	
		家具転倒防止の必要性と壁下地に応じた対応方策を明記			現場		配付の方法は適切である　（方法：　　）	■	□		
		吊り戸棚等への耐震ラッチの設置	対象室 （キッチン、その他（　　））	□	現場	各室（※）	吊戸棚に申請書どおり耐震ラッチを設置している	■		□	
		居間等に直接面する冷蔵庫の背面等に連結ベルトを固定するための金具を設置できる壁下地の設置及びその旨の表示	対象室タイプ （　　）	□	現場	各室（※）	壁下地等は申請書どおりである	■◆		□	
							表示位置および内容は適切である	■◆		□	
		耐震等級１の場合、専門家による相談窓口を一定期間設置	相談窓口担当者（予定） （　　） 窓口設置期間 全住戸入居後１年間 入居開始日（　　年　　月　　日）（予定）	□	書類	防災アクションプラン 転倒防止マニュアル	担当者名と電話番号、窓口設置期間が明記されている	■	□		
							□全ての住宅が分譲済であれば入居開始日から1年間である （入居開始日：　　）	■	□		
							□全ての住宅が分譲済でなければ最終分譲済から1年間である	■	□		
		対震枠付玄関ドアの設置 JIS　A　4702面内変形追随性の規定で「D-3」等級		□	書類	JIS規格証明書	JIS　A　4702面内変形追随製の規定で「D-3」等級である	■◆	□		
		耐震性に配慮されたドアガード			現場	各室（※）	ドアガードが設置されている	■◆		□	
	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	地震時管制運転装置の設置		□	書類	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰの検査済証	済証がある	■	□		
	救出・救助	救出・救助資器材を防災倉庫に設置 （防災倉庫には室名札等による表示を設置）	防災倉庫　場所（　）階	□	現場	防災倉庫	品目・員数は申請書どおりである　適切な備蓄がされている	■◆		□	
							室名札等が設置されている　（表示内容：　　）	■◆		□	

＜指定様式６＞

③ 災害に対する備えに関する基準

1）災害後３日間の生活維持を図る備え

飲料水の確保は必須項目		対策 選択した目的から対策を1以上選択	算定根拠等		申請者自主検査 確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	大阪府検査 書類 チェック欄	大阪府検査 現場 チェック欄	メモ
飲料水の確保	■	防災倉庫に一人１日当たり３ﾘｯﾄﾙを３日分準備	備蓄飲料水の量　（　　）ﾘｯﾄﾙ ≧（　　）ﾘｯﾄﾙ＝（　　）人×9ﾘｯﾄﾙ	□	現場	備蓄場所	品目・員数は申請書どおりである　消費期限は（　　）年 適切な備蓄がされている	□◆ □◆		□ □	
		小型造水機の設置（ただし、敷地内に有効な水源があること）	水源　（　　） 水源までの歩行距離（　　）ｍ　≦１ｋｍ 飲料水造水能力　（　　）Ω/時 生活用水造水能力　（　　）Ω/時	□	現場	水源	水源は適切である 歩行距離は申請書どおりである	□◆ □◆		□ □	
					書類	取扱説明書・仕様書等	能力は申請書どおりである	□	□		

目的 □11階以上に住戸ありまたは200戸未満 →１項目以上 □11階以上に住戸なしかつ200戸以上 →２項目以上、		対策 選択した目的から対策を1以上選択	算定根拠等	チェック欄	申請者自主検査 確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	大阪府検査 書類 チェック欄	大阪府検査 現場 チェック欄	メモ
食糧、食事の確保	□	乾パンなど煮炊き不要な食糧を防災倉庫に準備 （全住戸に対し3日分以上）	備蓄食糧　合計（　　）食 ≧（　　）食＝（　）戸×（　）人×（　）食 食糧の内容（　　）：（　　）食 （　　）：（　　）食 備蓄場所（　　）階　室名（　　）	□	現場	備蓄場所	品目・員数が申請書どおりである　消費期限は（　　）年 適切な備蓄がされている	□◆ □◆		□ □	
		かまどベンチの設置及びかまどベンチ用燃料等の備蓄 （200戸あたり１基（かまど２脚）以上）	かまどベンチの数（　　）基　≧（　　）基 ＝（　　）戸÷200戸（小数点以下切り上げ） かまどベンチの燃料および量 （　　） 備蓄場所（　　）階　室名（　　）	□	現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない	□◆ □◆		□ □	
						備蓄場所	燃料・備品が申請書どおりである 適切な備蓄がされている	□◆ □◆		□ □	
し尿処理	□	ﾏﾝﾎｰﾙﾄｲﾚ用ﾏﾝﾎｰﾙ及びﾄｲﾚｷｯﾄを100人当たり1基設置 （ただし、災害後の利用における詰まり等を防止するため適切な対策を講じていること）	マンホールトイレの数　（　　）カ所 トイレキットの数　（　　）セット ≧（　　）カ所 ＝（　　）人÷100人（小数点以下切り上げ） 備蓄場所（　　）階　室名（　　）	□	現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない	□◆ □◆		□ □	
						備蓄場所	品目・員数・詰まり等への対策が申請書どおりである 適切な備蓄がされている	□◆ □◆		□ □	
生活用水の確保	□	防災井戸の設置	深度・径等（　　）	□	現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない	□◆ □◆		□ □	
		雨水貯留槽の設置	貯留槽（　　）ﾘｯﾄﾙ ≧（　　）ﾘｯﾄﾙ＝（　　）人×24ﾘｯﾄﾙ	□	現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない	□◆ □◆		□ □	
		貯湯式給湯器の設置	貯湯量（　　）ﾘｯﾄﾙ ≧（　　）ﾘｯﾄﾙ＝（　　）人×24ﾘｯﾄﾙ	□	書類	取扱説明書・仕様書等	取扱説明書・仕様書等	□◆	□		
一時避難場所の確保	□	一時避難の際の有効な200㎡以上のまとまった敷地内オープンスペース	対象空地面積　（　　）㎡　≧　200㎡	□	現場	設置場所	申請書どおりの仕様である 周囲に利用の障害となるものがない	□◆ □◆		□ □	

2）高層住戸の災害後の生活の確保について

目的 □11階以上に住戸有 →１項目以上選択 □11階以上に住戸無 →選択不要		対策	算定根拠等	チェック欄	申請者自主検査 確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	大阪府検査 書類 チェック欄	大阪府検査 現場 チェック欄	メモ
高層階用防災倉庫の確保	□	高層住戸の住民の飲料水や食糧、災害時用ポータブルトイレ等を備蓄するため、高層階用防災倉庫を11階以上の階に設置すること。なお、高層階用防災倉庫は11階以上の各階に設置されることが望ましいが、少なくとも11階以上の住民が利用するにあたり、居住階から5階上ったフロア又は5階下ったフロアに1カ所以上設置すること （高層階用防災倉庫には室名札等による表示を設置） （倉庫面積の合計が、11階以上の戸数×0.05㎡で算出される面積以上、最小５㎡）	11階以上の住戸のある階（　　）階～（　　）階 高層階用防災倉庫の場所　（　　）階 面積の合計　（　　）㎡ ≧　（　　）㎡＝11階以上（　　）戸×0.05㎡ （最小５㎡）	□	現場	高層階用防災倉庫	高層階用防災倉庫の場所や大きさは申請書どおりである 備蓄物がある場合は申請書どおりである 施錠が可能である 室名札等が設置されている　（表示内容：　　）	□◆ □◆ □ □◆		□ □ □ □	
生活場所の確保	□	高層住戸の住民の避難生活に使用できる屋内スペースを低層部に設置すること （11階以上の居住者数×２㎡×50%で算出される面積以上、最小50㎡）	場所　（　　）階　室名（　　） 面積の合計（　　）㎡ ≧　（　　）㎡＝11階以上（　）人×２㎡×0.5 （最小50㎡）	□	現場	生活場所	生活場所の大きさは申請書どおりである パーテション等で通路と区分する場合は ・パーテション設置位置が適切である ・パーテション備蓄場所が適切である	□◆ □ □		□ □ □	
災害後も使用できるｴﾚﾍﾞｰﾀｰ	□	11階以上の高層部に通ずる、少なくとも一基以上のエレベーターについては、災害後の停電時等にも３日間継続して使用できる仕様のものとすること	（　　）基（　　）号機	□	書類	取扱説明書・仕様書等	申請書どおりの仕様である	□	□		

＜指定様式６＞

計画認定の内容					申請者自主検査				大阪府検査		
									書類	現場	
	項　目		基　準	チェック欄	確認	確認する書類・現場	確認する内容	チェック欄	チェック欄	チェック欄	メモ
④津波避難対策に関する基準	津波避難ビルの指定	□	津波避難ビルの指定に関する市町との協議録・協定書	□	書類	協議録・協定書等	市町との協議により、津波避難ビルの指定が必要な場合に協定等を締結しているかどうか	■	□		
⑤防災アクションプランの策定に関する基準	計画の目標		被災時のマンション住民の自立を主眼においた防災方針を記述	□	書類	管理規約	・防災力強化マンション認定制度の認定基準に基づき防災アクションプランを策定していることを位置づけられている。	■	□		
	計画の位置づけ		管理規約等に位置づける。	□			・防災アクションプランが管理規約集の一部として綴じられている又は綴じられていると同等の状態である	■	□		
	マンションの概要		名称、住所、規模等、防災対策を策定するための基礎情報として記述	□			・防災アクションプランの内容が添付図面を含めて申請書どおりである	■	□		
	マンション周辺の防災関連情報		マンション周辺の街並み状況、避難所の位置など記述	□		重要事項説明書	・防災力強化マンション認定制度に基づき防災アクションプランを策定していることが説明されている。	■	□		
	マンションが備える防災性能、防災設備備品・備蓄物資など		耐震性能や耐火性能、ほか建物仕様における防災上の工夫など記述	□							
	災害に対する備え		「Ａ．災害直後の身体の安全確保」 「Ｂ．災害後3日間の生活維持」 「Ｃ．ライフライン復旧までの生活支援」 「Ｄ．日常の自主防災活動」 の４段階に応じ、活動目的別に対策を記述する。 ※各段階で活動目的別に一つ以上の対策を行う。	□	現場	備蓄物その他	建設当初からの備えとして位置づけられているものが設置されている （防災アクションプランに「マンションが備える防災性能、防災設備、備品・備蓄物資など」に掲げるものが全て備わっている） （　　）	■◆		□	
	地域への貢献について		災害時に一定期間周辺住民に開放できる施設など、マンションとして地域貢献できる項目を記述	□							
	防災アクションプランを補完する各種マニュアル		市町村防災マニュアル、家具転倒防止マニュアル、防災訓練マニュアルなど、災害対策活動をサポートする各種マニュアルを添付	□							

＜指定様式６＞